約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、春日部硬式テニスクラブと称する。

(組織)

第2条 本クラブは、原則として春日部市在住、在勤、在学者をもって組織する。但し、ジュニア会員は、 一般会員の子弟を優先し、小学校3年以上、中学生までとする。

第二章 目 的 及 び 活 動

(目的)

第3条 本クラブは、テニスを通じてクラブ員相互の技術の向上と、親睦を図り、併せて健康増進に 努 めることを以って目的とする。

(活動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1. 技術向上の奨励に関すること。
- 2. 青少年の技術指導に関すること。
- 3. クラブ員相互の親睦に関すること。
- 4. 他の団体との交流による技術向上と、親睦に関すること。
- 5. クラブ員の慶弔に関すること。
- 6. その他、本クラブの目的を達成するために必要なこと。

第三章 役 員

(役 員)

第5条 本クラブに、クラブ員の互選により次の役員をおく。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 1名
- 3. 総務 2名 (男、女、各1名) 広報も担当
- 4. 会計 2名
- 5. 監査 1名
- 6. 技術 若干名
- 7. コート担当 4名 (金曜1名、土日祝1名、土日祝補助2名)
- 8. その他 スクール、グループごとに担当者若干名

(役員の任期)

- 第6条 1. 役員の任期は、1年とする。但し、再選を妨げない。
 - 2. 任期途中で互選された役員は、前任者の残存期間とする。

(役員の任務)

- 第7条 1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの活動を総括する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐する。
 - 3. 総務は、本クラブの活動と運営を円滑にする。
 - 4. 会計は、本クラブの経理を担当する。
 - 5. 監査は、会計を監査する。
 - 6. 技術は、本クラブの技術指導を担当する。
 - 7. コート担当は、コート確保を担当する。
 - 8. 広報は、本クラブの活動と運営についての広報を担当する。
 - 9. その他の担当者は、担当のグループの活動を円滑にする。

(役員及びコーチ手当)

第8条 役員及びコーチ手当は、次の額とする。

1. 会長	月額	4,000円
2. 副会長	月額	2,000円
3. 総務 (女子)	月額	2,000円
(男 子)	月額	2,000円

6.000円 4. 会計 月額 月額 5. コート担当者 1) 土日祝 6.000円 土日祝補助 月額 2.000円 2) 月額 3) 金 1.500円 6. コーチ 平日担当コーチ 月額 6.000円 日曜担当コーチ 月額 3.000円

第四章 会 議

(会議の種類)

第9条 会議は、年度当初に実施する定期総会及び、必要に応じて実施する臨時総会及び役員会とし、 会長が召集する。

(会議の議決事項)

- 第10条 定期総会及び臨時総会は、クラブ員を以って構成し、次の事項の審議を行い、付議するものとする。
 - 1. 規約の変更
 - 2. 予算の審議、決算の認定
 - 3. 活動計画及び、活動報告の承認
 - 4. 役員の推薦
 - 5. その他の重要と認める事項

(議 決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数を持って可決し、可否同数の場合は、会長がこれを採決する。

第五章 会費及び会計

(経 費)

第12条 本クラブは、会費、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

- 第13条 本クラブの会費は、クラブ員1名(義務教育修了者以上)につき、次のとおりにする。
 - 1. 入会金 3,000円
 - 2、会費 月額 1,000円とし、前納するものとする。
 - 3. 維持管理費 大沼、立沼両コートを金、土、日曜日、祭日に使用 (競技会等を除く) する クラブ員は、原則として1日100円とする。

日・祭日を除くスクール生がコートを使用する時は1日50円とする。

4. ジュニア会費 入会時の入会金 2.000円と月額500円とする。

(納 入)

第14条 前条に定める1.2.4.については、本クラブが指定する銀行口座に納入するものとする。 (会費は、努めて3ヶ月分を 4月、7月、10月、1月期に納入するものとする。前13条、3項に ついては、その都度納入するものとする。)

(会計年度)

第15条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末日をもって終わる。

第六章 廖 弔

(慶 弔)

- 第16条 本クラブの目的を達成するため、クラブ員の慶弔に際し、会長、副会長同意のもと見舞金等を贈呈する。
 - 1. クラブ員死亡の場合 花輪一基 若しくは香典10,000円
 - 2. クラブ員が病気による身体の故障で、入院1ヶ月以上に及ぶ場合 見舞金 5,000円
 - 3. クラブ員の住居が、水・火災等により相当の被害を受けた場合 見舞金 10,000円
 - 4. 本クラブに極めて高い貢献をした者 記念品 10,000円以内
 - 5. その他、本条を適用するに疑義が生じた場合は、役員会で決定するものとする。

第七章 雑 則

(除籍)

第17条 会費を3ヶ月以上滞納し、会計からの請求に対し、その後1ヶ月を経過するも何等の連絡が 無 い場合は、原則としてクラブ員を除籍するものとする。

(休 部)

- 第18条 本クラブの休部は、6ヶ月以上活動しない場合とする。但し、休部届出の提出日をもって基準日とする。
 - 1. 休部期間は、3年以内とし、3年を超えた時は除籍するものとする。
 - 2. 休部期間の会費は、不要とする。 (休部期間中は、春日部硬式テニスクラブ員としては、対外試合に参加できないものとする。)

本規約は、昭和52年6月1日制定し、同日施行する。

平成元年5月7日	改正施行する。	(定期総会で議決)
平成7年4月9日	II	(")
平成8年4月7日	tt .	(")
平成9年4月6日	#	(")
平成13年4月8日	<i>II</i>	(")
平成15年4月1日	<i>II</i>	(平成14年12月1日の臨時総会で議決)
平成16年4月18日	ff .	(定期総会で議決)
平成18年4月16日	11	(")
平成19年4月8日	"	(")

追記

第13条の本クラブの入会金・会費の納入指定銀行先 (会費は、銀行振り込みにより3ヶ月 以 上の単位で前納する。)

振込先

	銀	行	名	埼玉りそな銀行 春日部西口支店
		座 番	号	普 通 預 金 4 2 2 4 4
Γ	振	———— 込	先	カスカベコウシキテニスクラブ

その他

- 退部や休部・復部時には、必ず 書 面 をもって役員に申し出てください。
- 各種のお知らせがありますので、コートの 掲 示 板 を必ず読んで下さい。

営 書

- 1. スクール(入会)体験は、無料とする。(平成16年総会決定)
- 金、土、日、祭日のビジターは、1日500円とする。(平成16年総会決定)
 本クラブは、正会員の外に特別会員認める。特別会員は、役員会で推薦、協議決定 する。総会には事後報告する。(平成17年総会決定)
- 会員(特別会員は除く)の県大会出場には、2,000円の助成金を支給する。(平成17 年総会決定)
- 5. 協会登録費を会費予算の中で負担する。(平成18年総会決定)
- 6. ジュニア会員が中学を卒業した後も続けてクラブに在籍する場合、入会金は徴収しな いで、一般会員へ編入する。ジュニア会員の内、技術が上達し一般の土、日スクール に入っても大丈夫とコーチが認めた者は、ジュニア会員の資格のまま一般スクールを 受けても良い。一般スクールを受けた日は、100円を徴収する。(平成19年総会決定)
- 7. クラブ員全員の中からコートを取りに行ける人を募って、1日2名の割で、コート取りに 行ってもらう。(原則、年に1回は、コート取りに行くようお願いします) 手当てを1人、1日当たり1,400円(時給700円相当)支給する。(平成19年総会決定)